

(6)医療・介護関係者の研修

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

医療・介護連携推進のための多職種研修会をあじさいネットワーク構成団体である医師会及びエーザイ株式会社と共催しています。講義やグループワークを通して、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療ソーシャルワーカー、リハビリテーション職、介護支援専門員（ケアマネジャー）、高齢者相談センター、行政等、多職種にわたる関係者が意見交換を行い、「顔が見える関係づくり」を構築してきました。

また、地域ケア会議では各圏域の高齢者相談センターが中心となり、地域の医療関係者、介護関係者、地域住民、行政関係者が具体的な事例を議論し、地域課題を抽出するための会議を開催しています。

《今後の取り組み》

引き続き、顔が見える関係を構築しつつ、地域の課題に応じた研修を通して連携強化を支援し、重点項目ⅡやⅢの実現を目指します。

(7)地域住民への普及啓発

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

あじさいネットワーク監修のもと、医療や介護が必要となった場合にも、在宅で本人の希望に沿った生活が実現できるよう、必要な準備や予備知識等に焦点をあてた市民向けのパンフレットを作成し、配布しています。また、ホームページにもパンフレットの内容を掲載しています。

あじさいネットワークの部会で、ACP※の啓発を目的とした媒体づくりを実施しています。

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取り組み。

《今後の取り組み》

関係機関と連携しつつ市民へ普及啓発をしていくことで、重点項目Ⅳの実現を目指します。



基本施策2-4 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症の人は増加していくと見込まれており、国によると、令和7(2025)年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計しています。

認知症は早期発見・早期治療により、症状の改善や進行を遅らせることができる場合もあります。また、症状が軽いうちであれば、相談機関の専門職の意見を聞きつつ、今後どのように生活していくのか等、将来の生活の準備をすることができます。

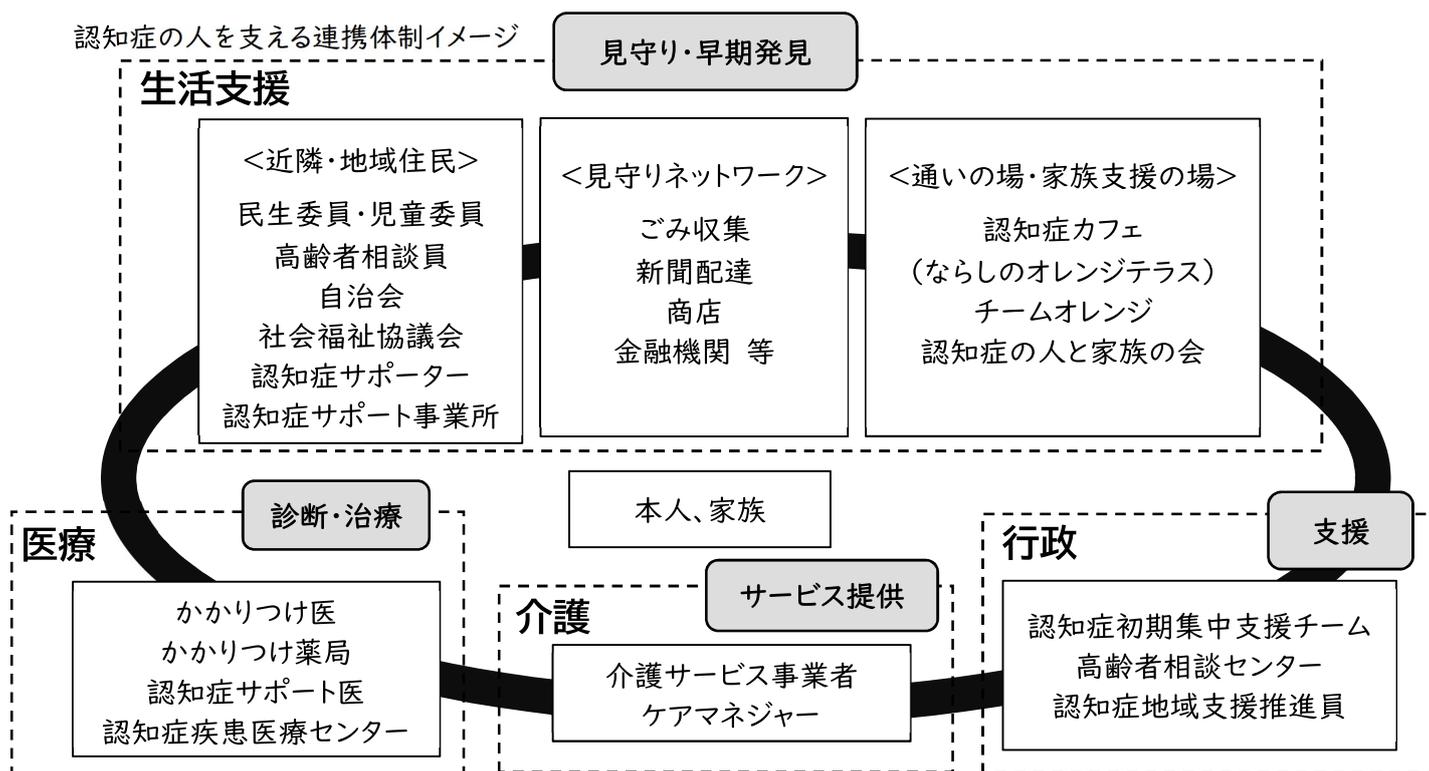
しかし、認知症に対する知識や理解が不足していると、早期発見することができず、症状が進行し、結果的に本人だけでなく、周囲の人も対応が難しくなることもあります。

本市では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるようにするため、施策を進めていきます。

認知症に関する知識の普及啓発に取り組むことで、認知症の早期発見と早期対応につながるほか、認知症地域支援推進員による認知症相談支援体制を充実させ、医療・介護の関係者をはじめ、認知症の有無を問わず全ての地域住民も含めたネットワークの構築と認知症の人が主体的に発信できるような取り組みに努めます。併せて、認知症に関する正しい知識と理解を深めることにより、共生社会の実現を推進します。

また、認知症サポーター養成事業や認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録事業(認知症カフェを含む)、習志野市高齢者見守りネットワーク事業等にかかわる市民及び市内事業所等に認知症への理解を広め、認知症があっても地域で支えられながら生活し続けることができるサポート体制を整備していきます。

認知症の人を支える連携体制イメージ



①認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の作成

《現 状》

認知症地域支援推進員と協働し、習志野市独自の情報を盛り込んだ「認知症あんしんガイド」を作成しています。ガイドの中には、あじさいネットワークを中心とした市内医療・介護関係者からの協力を得て作成した、「認知症ケアパス」が含まれています。

認知症ケアパスとは、認知症の進行度(状態)に応じた、適切な受診と利用できるサービス等の目安を示すものです。

市役所窓口(高齢者支援課)、高齢者相談センター、市内医療機関のほか、毎年開催している認知症シンポジウムの来場者に対して配布し、周知に努めています。

認知症の人の本人発信の方法の一つとして、今後さらに、認知症の人やその家族の意見を踏まえた媒体作成が求められています。

認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の発行状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
発行数(部)	10,000	8,000	9,500

《今後の取り組み》

認知症への理解を広め、個別の相談対応にも活用できるよう、さらなる充実に努めます。



②世界アルツハイマー月間における啓発活動

《現 状》

令和2年度から、9月の世界アルツハイマー月間の関連事業として、市役所庁舎内、高齢者相談センター、市内図書館、有志の認知症サポート事業所や店舗にて、認知症支援のイメージカラーであるオレンジ色の装飾を実施し、市民への周知に努めました。

この他に、以下の市民啓発活動を行っています。

- 認知症シンポジウムの開催
- 認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の作成・配布
- 認知症啓発活動への協力
- 認知症の人と家族の会千葉県支部主催 駅前街頭行動への参加

認知症シンポジウムの参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
参加者(人)※	中止	(オンライン開催)110	(ハイブリッド開催)123

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

令和3年度については、オンライン形式で開催。

令和4年度については、オンライン及びサテライト会場形式(事前予約)の組み合わせにより開催。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

(2)認知症高齢者介護相談の開催

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

精神科医師による、認知症または認知症の疑いがある本人やその介護者への相談を行いました。自身や家族の認知機能低下に不安がある人、対応に困っている人など個々の状況に応じて、医療面と併せて介護・福祉サービスの活用につながる助言を行うとともに、支援が継続されるよう関係機関との連携を図っています。

認知症の疑いがある本人に受診を勧める場合、正確に情報伝達されるか課題となっていたことから、相談者への適切な医療・介護サービスを提供するため、「千葉県オレンジ連携シート」を使用し、医療機関へ情報提供を行っています。

認知症高齢者介護相談の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催回数(回)	16	17	18
相談件数(延べ)(人)	27	25	26

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

①認知症地域支援推進員による取り組み

《現状と課題》

認知症地域支援推進員は、認知症に関する知識の普及啓発や認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の作成、認知症の人とその家族への相談支援、医療機関・介護サービス事業者及び地域ボランティアの連携強化等により、支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る取り組みを行っています。

現在は、認知症地域支援推進員を各高齢者相談センターへ配置し、認知症に関する知識の普及啓発として認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の見直しを行い、また、認知症初期集中支援チームと連携し、支援体制の構築に取り組んでいます。

さらなる知識の普及啓発にあたっては、認知症の人とその家族の協力を得つつ、当事者が直接発言できる場を設けるなどの仕組みを構築する必要があります。

《今後の取り組み》

認知症基本法及び認知症施策推進大綱に基づき、支援体制の強化を図る中で、発症や進行を遅らせることも視野に入れ、引き続き、認知症に関する知識の普及啓発や認知症の人とその家族への相談支援及び一体的支援の充実を図ります。

また、これらにかかわる人材及び関係機関・団体等との連携や、認知症サポーター養成事業を通して認知症への理解を広め、認知症の人やその家族が希望をもって暮らし続けることのできる地域づくりを重要課題として取り組みます。



②認知症初期集中支援チームによる取り組み

《現状と課題》

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」（以下、支援チーム）を設置し、認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制を構築しました。

現在、支援チームは、市内の西部、東部の2チームで稼働しており、医療サービスや介護サービスを利用できていないといった認知症の人及び認知症を疑われる人に対して、訪問支援を行っています。また、受診の動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言のほか、身体を整えるケアや生活環境等への助言等も行っています。

さらに、支援の充実を図るため、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議しています。

今後は、高齢化率の上昇に伴い、認知症の人の増加が見込まれており、困難事例等に対して早期支援・早期対応できる体制整備等のさらなる充実が必要です。

認知症初期集中支援チームによる支援対応状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
支援対応件数(件)	4	5	4
前年度からの継続件数(件)	2	1	1
年度内に支援対応を終了した件数(件)	3	4	2
支援対応を終了した人のうち、 医療・介護サービスにつながった件数・割合 (件・%)	2(66.7)	2(50.0)	2(100.0)

《今後の取り組みと目標》

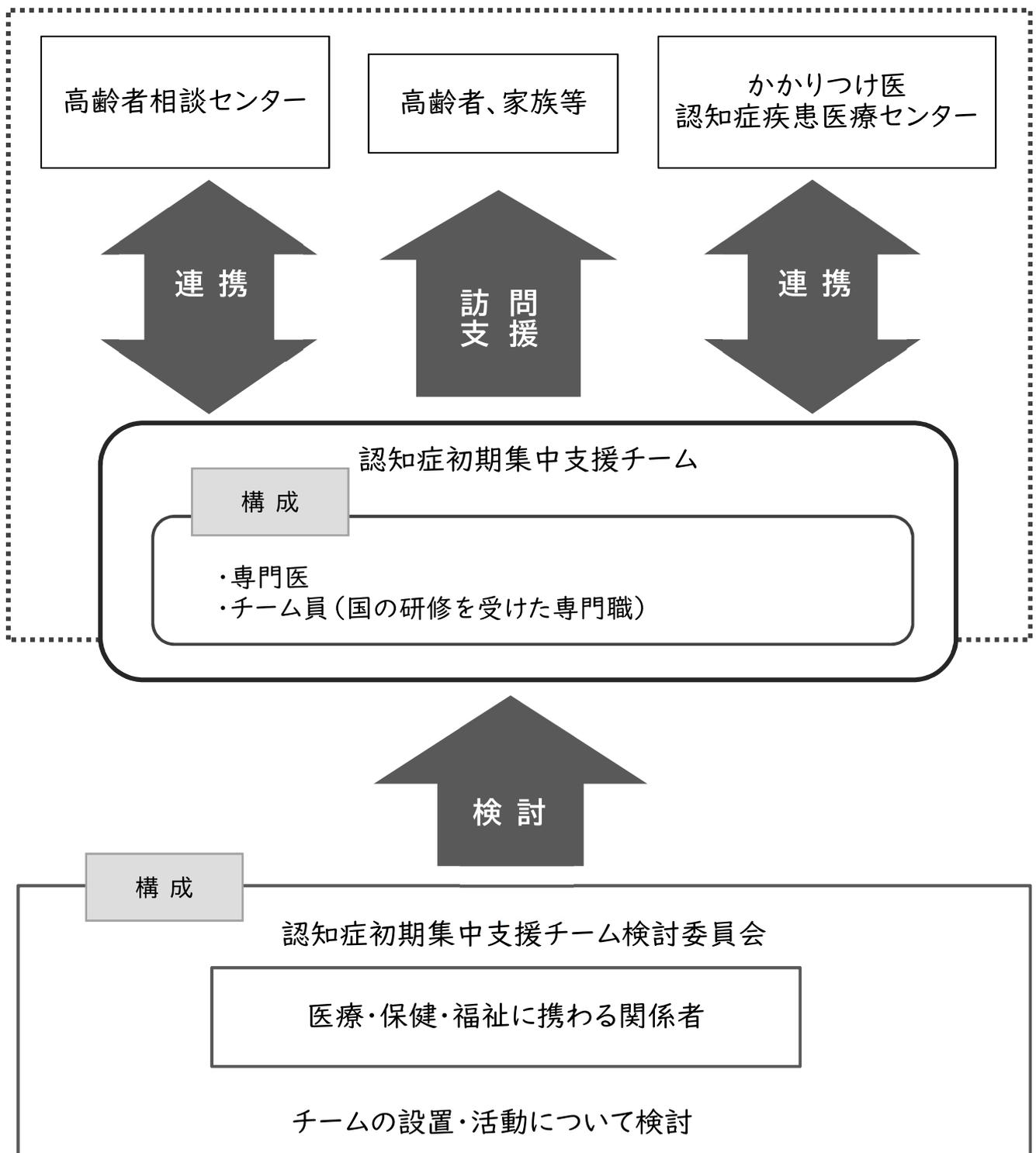
支援チームについて、広報習志野やホームページ等で、市民への周知に努めます。

支援チームは、認知症の人やその家族から相談を受けた高齢者相談センターからの連絡で支援を開始するため、支援チーム員と高齢者相談センターとの情報共有が重要です。このことから役割分担の明確化を図り、円滑な支援を目指します。

また、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議し、適正な体制の整備に努めます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合(%)	65.0以上	65.0以上	65.0以上

認知症初期集中支援チーム 関係図





③認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）

《現状と課題》

認知症の人とその家族が、地域の人や医療と介護の専門職等と集い、歓談や相談ができる場として、「認知症カフェ」を設置しています。

認知症カフェの設置にあたっては、多様な主体による運営により、身近な地域で開催できるよう補助事業としています。

地域の人や医療と介護の専門職等と集うという開催方法以外にも、国からは認知症の人が主体的に発信できるような取り組みが求められており、本人とその家族を支える新しい認知症カフェのスタイルについて、検討する必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として令和2年から活動を休止していましたが、令和4年から少しずつ再開の動きが見えています。認知症の人やその家族らが気兼ねなく通える場を安定して提供するため、幅広い運営団体と協働していくことも課題です。

本市では、認知症カフェのうち、習志野市認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録事業実施要領に基づき、登録を行っている認知症カフェを「ならしのオレンジテラス」と呼んでいます。

認知症カフェの開催状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
設置数(か所)	4	4	4
開催回数(回)	0	0	4
参加者数(人)	0	0	25

《今後の取り組み》

認知症施策全般に、認知症の人が主体的に発信できる仕組みづくりが求められています。このため、認知症カフェの運営スタッフや、認知症の人とその家族らとともに、カフェのスタイルや開催方法について検討します。

また、高齢者相談センターでは、今後の開催方法への相談対応や運営サポートを行う他、認知症の人やその家族が身近な地域で気軽に立ち寄れる場として、認知症カフェの立ち上げについて民間団体等に働きかけを行い、拡大を目指します。

基本施策2-5 高齢者の見守り

高齢者単身世帯等の増加に伴い、高齢者に対する見守りの必要性は増している一方で、地域との関係の希薄化・閉じこもりがちな高齢者の増加等により、個々に対する見守りを行うことが難しくなっています。

このような状況の中、緊急通報システム等による見守りや、地域で行われる見守り等を重層的に行うとともに、災害時や行方不明時といった緊急時の対応の体制を整えることにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援していきます。

(1)緊急通報システムや地域での高齢者の見守り

【担当部署：高齢者支援課】

①緊急通報サービス事業

《現状》

緊急時に非常通報ボタンを押すだけで、受信センターに通報することができる端末機器（固定型または携帯型）を貸与しています。受信センターでは、24時間365日体制で急病や健康上の相談などに応じ、必要時には本人に代わって消防に通報します。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

②認知症高齢者のGPS端末利用費助成事業

《現状》

認知症等により、外出中に行方不明になるおそれのある高齢者が、位置探索システム（GPS端末）の利用契約をした際の費用を助成しています。行方不明となった高齢者の居所を早期に発見することにより、高齢者の安全を確保するとともに、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

③習志野市SOSネットワーク

《現状》

認知症等により行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、防災行政無線の放送等により市民等に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めています。



	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

《今後の取り組みと目標》

習志野市SOSネットワークにより、行方不明高齢者全員の発見を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

(2)災害時における避難支援

【担当部署:健康福祉政策課】

〈避難行動要支援者支援事業〉

《現 状》

災害時に迅速な安否確認、避難支援及び救護活動をするため、要介護認定を受けている人や障がいのある人等、一人では避難することが困難な人について把握し、円滑な支援ができるよう民生委員・児童委員、高齢者相談員の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び避難支援計画書を作成しています。

計画書には、本人同意を得た上で、災害発生後の避難方法、かかりつけ医、服薬の種類等を記載しています。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続するとともに、自助・共助・公助による円滑な安否確認、避難支援ができるよう、「災害時における要配慮者支援マニュアル」に基づく運用の周知に努めます。

基本施策2-6 高齢者の権利擁護

高齢者が判断能力の低下によって、介護保険等の生活に必要なサービスが受けられなくなることを防ぐとともに、虐待による人権侵害や消費者被害等から守るため、さまざまな支援を行います。

また、金銭管理や生活上に必要な法律行為を支援する成年後見制度を適切に利用できるよう「成年後見センター」の機能強化を図ります。

(1) 高齢者の権利擁護

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

本市をはじめ、高齢者相談センター及び成年後見センターでは、高齢者の相談窓口として権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じ、制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行うことで、高齢者やその家族が孤立することのないように支援しています。

また、介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。

なお、本市では、環境上及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者が入所して養護を受ける施設として、「養護老人ホーム白鷺園」を設置し、指定管理者による運営を行っています。

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

虐待防止に関する制度等の啓発や認知症等への理解の周知を進めるとともに、介護者家族等の支援を行っていきます。

地域住民や関係機関等の連携を密にし、早期発見に努めます。

また、要介護施設従事者等による虐待の防止のために、施設における研修の実施、虐待防止委員会の開催等により対策を推進してまいります。

養護老人ホーム白鷺園を運営する指定管理者に対しては、運営状況に関するヒアリングを実施する等、適正な運営の継続に努めます。

虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動（回）	20	20	20



(2)消費者被害の防止

【担当部署:消費生活センター】

《現状と課題》

消費生活センターでは、「身に覚えのない(心当たりのない)品物が突然、自宅に届いた」、「架空請求のメールやはがきが届いた」、「インターネット通販で注文し、代金を支払ったが商品が届かない」といった、消費生活全般にわたる相談に対応し、消費者が不利益をこうむらないよう問題の解決にあたっています。

具体的には、「まちづくり出前講座」やイベントでの情報提供、広報習志野への「消費生活メモ」の定期的な掲載をはじめとした注意喚起や消費者トラブルの周知を行っています。

被害に遭いやすい高齢者に対しては、介護サービス事業者や民生委員・児童委員による見守りが被害の未然防止や被害回復に有効であるため、見守りを支援する人たちへの悪質商法に関する情報提供を進めていく必要があります。

電話及び来所による相談件数(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
相談件数(件)	1,143	1,009	1,129
うち高齢者(件)	340	288	303

《今後の取り組みと目標》

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、巻き込まれた場合は消費者トラブルを最小限に抑えられるよう高齢者相談センター等の関係機関に対して、相談事例等を定期的に情報提供し、連携体制を整えます。さらに、高齢者が比較的多く集まる機関に対しては、まちづくり出前講座の開催を消費生活センターから依頼します。

また、消費生活センターに来所された人に対しては、消費者トラブル等の対策をとりまとめた冊子を配布し、注意喚起を行います。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
消費者被害相談事例等の 関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎

(3) 成年後見制度の利用支援

【担当部署：高齢者支援課、社会福祉協議会】

① 市長による審判開始申立て

《現状》

認知症等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する場合に、親族による申立てが困難な人について、市長による審判開始申立てを行っています。

また、費用負担が困難な場合には、審判開始申立てに係る費用や、成年後見人等に支払うべき報酬費用を助成しています。

市長による成年後見審判開始申立ての状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
申立て件数(件)	13	15	8

成年後見人等報酬費の助成状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
助成件数(件)	8	14	11

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

② 成年後見センターによる支援

《現状と課題》

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成等を行っています。(P.123)

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
まちづくり出前講座の実施回数(回)	2	2	2

※第8期計画期間中において、成年後見センターによる法人後見受任は開始していません。



《今後の取り組みと目標》

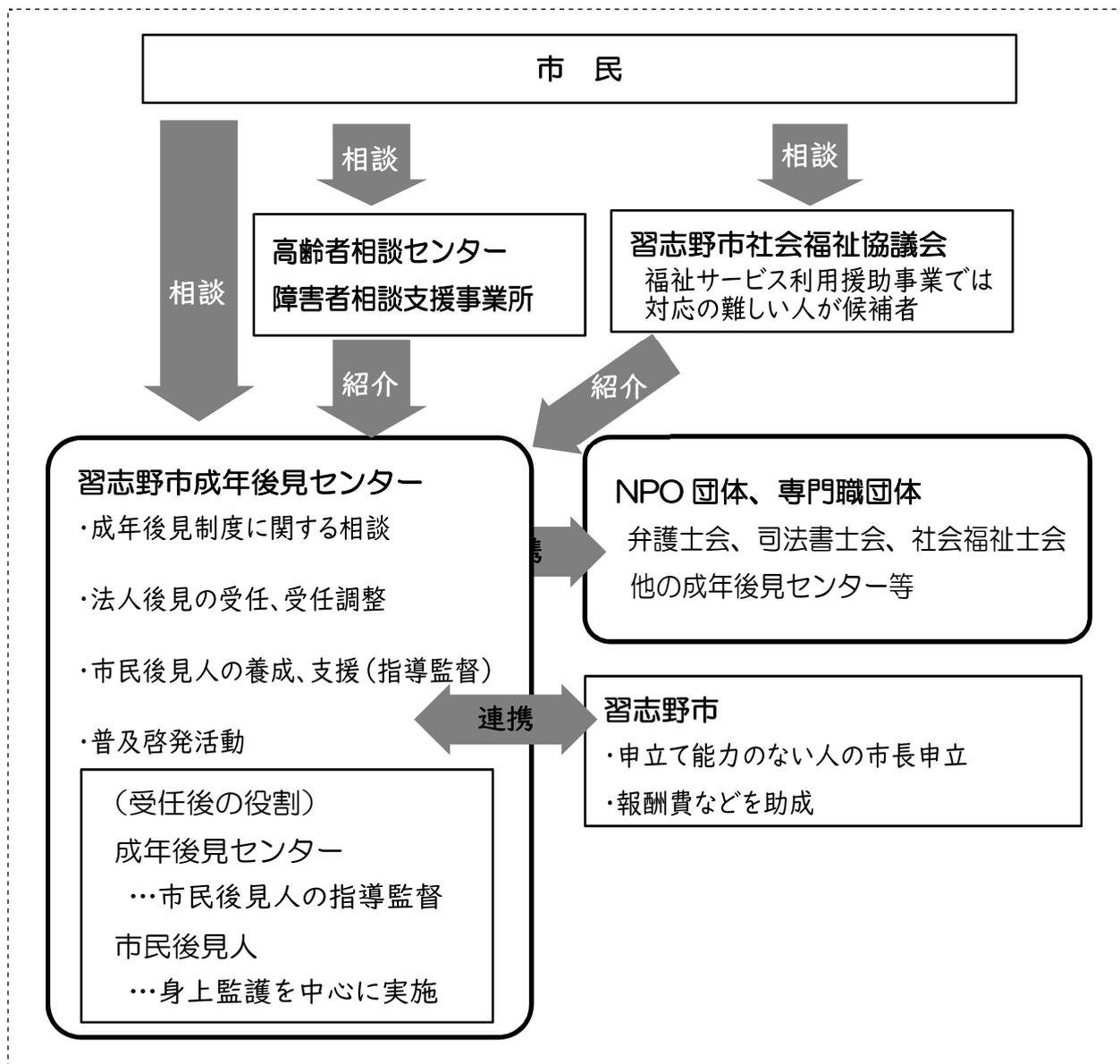
職員の研鑽及び資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関等に対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民等が包括的に関わっていただけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
まちづくり出前講座の実施回数(回)	5	5	5
成年後見センターによる法人後見 新規受任件数(件)	3	4	5

第9期計画における成年後見センター・各機関の業務イメージ



〈福祉サービス利用援助事業〉

《現状と課題》

習志野市社会福祉協議会では、市内在住の高齢者や障がいのある人で、利用に必要な契約内容を理解できる人に対し、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるようお手伝いしています。

なお、契約内容を理解できない場合や、希望する援助内容が福祉サービス利用援助事業の範囲を超えている場合は、関係機関と連携しつつ成年後見制度の利用を案内しています。

多様な生活課題を抱えた人が増えてきていることから、関係機関との連携を強化し、利用者個人とその生活環境にも目を向けていく必要があります。

福祉サービス利用援助事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度			令和3 (2021)年度			令和4 (2022)年度		
	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査等回数 (延べ) (回)	新規契約 締結件数 (件)	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査等回数 (延べ) (回)	新規契約 締結件数 (件)	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査等回数 (延べ) (回)	新規契約 締結件数 (件)
相談者									
合計	39	216	4	38	193	8	41	205	5
うち高齢者	24	129	3	29	123	6	28	169	5

《今後の取り組み》

当事者を支援する関係機関に事業の周知を図り、必要な人に情報が行き届くようにしていきます。

また、生活支援員※養成講座の実施により生活支援員の発掘を行うとともに、研修会を実施して育成に努め、併せて専門員※も研修会に参加することで、資質向上に努めていきます。

※生活支援員・・・利用者宅を定期的に訪問して、福祉サービス利用の手続きや金銭管理の代行等を直接支援します。

※専門員・・・本人の生活状況を確認して、本事業の契約までの調整を行い、支援計画を作成します。また、支援に必要な関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。



基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、介護保険のサービスだけでなく、高齢者の日常生活をさまざまな角度から支援する必要があります。

食生活の支援や外出の移動支援等、生活全般にわたって高齢者を総合的に支援するとともに、それらを必要とする人に届けられるよう周知に努めます。

(1) 日常生活を支援するための事業

【担当部署：高齢者支援課、クリーンセンター業務課】

① 「食」の自立支援事業（配食安否確認サービス）

《現状》

在宅の高齢者に対して、食に関わる各種サービスの利用調整を行った上で、栄養バランスのとれた食事の配食を行うことで、食生活の自立、健康の増進等を図っています。

配食は平日の夕食に実施しており、配食時に安否確認を行うとともに、利用者の健康状態を把握しています。

配食安否確認サービスの実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
利用者数(人)	167	163	159
配食数(食)	20,151	19,371	18,391
1日あたりの平均配食数(食)	120.7	118.8	115.7

《今後の取り組み》

引き続き、配食利用者が在宅生活で自立できるよう、栄養バランスのとれた食事の提供を行っていきます。

また、配食利用者が利用しやすい環境になるよう、体制整備を進めていきます。

②高齢者外出支援事業(タクシー券)

《現状と課題》

在宅で生活する75歳以上、非課税世帯の高齢者に対し、日常生活に必要な交通手段の確保と、その運賃の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、高齢者の外出を促進することを目的に、タクシー券を交付しています。

高齢化に伴い支給対象者が増加し、また、利用枚数も増加傾向にあることから、支給対象者や支給方法、支給金額について検討する必要があります。

タクシー券交付実績と利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
交付世帯数(世帯)	2,163	2,246	2,403
交付枚数(枚)	73,643	76,373	81,235
利用枚数(枚)	50,378	54,940	59,681
利用率(%)	68.4	71.9	73.5

《今後の取り組み》

高齢者が自立した生活を送る上でニーズの高い事業であることから、第9期計画においても、本事業を継続します。

また、高齢者等実態調査において、タクシーだけでなく、電車やバスの利用に対する助成を求めご意見が多かったことを踏まえ、電車やバス等の公共交通全般への助成を見据えた見直しを進めてまいります。

③高齢者及び障がい者戸口収集支援事業

《現状》

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者及び障がいのある人に対し、戸口収集を行うことによりごみ出しの負担を軽減し、居宅での生活を支援しています。

戸口収集支援事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
利用者数(人)	186	184	210



《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続し、高齢者及び障がいのある人が地域社会の中で生活を営むうえで必要不可欠となるごみ出しの支援を行います。対象となる全ての方への周知を図るとともに、庁内関係各課と連携していきます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数(人)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

④高齢者住宅等安心確保事業(シルバーハウジング)

《現 状》

高齢者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことを目的に、バリアフリー化された住宅(実務県営住宅の一部)において、ライフサポートアドバイザー(LSA:生活援助員)を配置し、入居者の安否確認、生活相談、緊急時対応等、高齢者が生活しやすい環境整備を行っています。

居住者数は安定しているものの、事業開始から20年以上経過し、居住者全体の高齢化が進んだことにより、自立生活が困難な人が増えています。

高齢者住宅等安心確保事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
世帯数(世帯)	43	44	40
居住者数(人)	48	47	44

※所在地:東習志野2-10-1(1号棟 27戸)、2-10-2(2号棟 23戸)

※居住者の募集については千葉県が実施

《今後の取り組み》

事業開始当初に比べ、介護施設等の充実が図られており、高齢者が生活するための環境整備が進んでいることから、本事業継続の必要性について千葉県と協議を行っていきます。

(2)高年齢者への助成制度

【担当部署:高年齢者支援課】

①はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業

《現状》

市民の健康保持・増進を目的に、65歳以上の高齢者等に対し、はり、きゅう、マッサージ、あん摩または指圧の施術費用を一部助成する利用券(1回700円)×24枚(12か月分)を交付しています。

はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
支給人数(人)	45	47	52
利用枚数(枚)	567	615	674
助成額(円)	396,900	430,500	471,800

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

②敬老祝金事業

《現状》

市民の長寿を祝し、高齢者の福祉を増進することを目的に、長寿を祝う節目の年齢に敬老祝金を支給しています。

敬老祝金の支給状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
88歳(人)	685	738	831
99歳(人)	56	57	64
100歳以上(人)	84	107	121
合計金額(千円) (対象人数)	10,490 (825)	11,730 (902)	13,220 (1,016)

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

また、高齢化に伴い、今後も支給対象者及び支給金額の増加が見込まれることから、見直しについても検討していきます。



③在宅高齢者紙おむつ支給事業

《現 状》

要介護3から5の認定を受けている65歳以上の高齢者で、在宅において現に紙おむつを使用している人に紙おむつを支給することにより、高齢者等の経済的負担の軽減を図り、在宅での生活を継続できるよう支援を行っています。

在宅高齢者紙おむつの支給状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
支給実人数(人)	563	580	594

《今後の取り組み》

第9期計画においても、取り組みを継続します。

第3章 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり

(1) 健康づくりの実践	P.101
(2) 健康診査とがん検診の実施	P.103
(3) 後期高齢者保健事業(後期高齢者医療広域連合受託事業)の実施	P.106

基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)

(1) 要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握	P.108
(2) 高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施	P.109
(3) 介護予防教室の開催	P.111
(4) てんとうむし体操(転倒予防体操)の実施と普及	P.113
(5) 一般介護予防事業評価事業の実施	P.114



基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり

高齢期を迎えても元気で豊かな生活を続けるためには、高齢期になる前の成人期から健康づくりに取り組むことが大切です。

健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野計画」に基づき、健康相談、健康教育や健康診査等の事業を実施し、介護予防を見据えた若い世代からの健康づくりの実践を促進していきます。

(1)健康づくりの実践

【担当部署：健康支援課】

①健康相談と健康教育の実施

《現 状》

「健康なまち習志野計画」（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）に基づく健康増進事業として、人が集まる機会を利用した健康教育（まちづくり出前講座等）や、市民からの要望を受け随時実施する健康相談等により、生活習慣病の予防や健康診査の活用等、市民が主体的に健康的な生活を実践することができるよう、健康教育を通して啓発しています。

また、小・中学校と連携し、保健師等による健康教育を授業に導入し、家族単位的生活習慣病予防を推進しています。

令和2年より、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、健康教育の機会が大幅に減少しました。小・中学校での健康教育では、希望があった学校と協力し、感染対策を図った上で実施しました。

小・中学校での健康教育実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康教育の実施数(校)	4	8	13

《今後の取り組みと目標》

広報習志野、ホームページを活用した普及・啓発活動を強化します。また、より多くの市民が本事業を活用できるよう、高齢者相談センター等と連携して町会や地域の団体等への事業の周知に努めます。

さらに、小・中学校との連携については継続して行い、市内全ての小・中学校での生活習慣病予防教育を実施できるよう努め、児童生徒に対して健康的な生活習慣の確立を図ります。このことにより、健康に対して関心が薄い40代から50代の保護者が、子どもを介した生活習慣の見直しの機会となるよう取り組みます。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
健康教育の実施数(校)	17	19	21

②健康づくり推進員の育成、支援

《現状と課題》

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」を育成しています。

健康づくり推進員が主催するウォーキング「習志野発見ウォーク」、料理教室「ヘルシーライフ料理教室」や「フレイル予防プログラム(仮称)」を実施してきました。

現在は、健康づくり推進員の人数の減少や新たな健康課題に応じた活動の展開が課題となっています。

健康づくり推進員の状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員の人数(人)	20	26	9

健康づくり推進員への活動の支援回数(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員への活動支援回数(回)	63	40	54

《今後の取り組みと目標》

健康づくり推進員が、市民への健康的な食習慣及び適切な運動習慣等の啓発・確立・定着に寄与するため、健康づくり推進員の活動について検討し、実践できるよう支援します。

また、フレイル予防に着目し、身近な地域で人と人が関わり合いながら、身体活動と食の取り組みを通して身体機能の維持・向上を図る“きっかけ”づくりを行うことを目的とする活動の定着化に向け、多様な支援をしていきます。

さらに、活動の継続・充実を図るため、「健康づくり推進員養成講座」を実施します。

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
健康づくり推進員への活動支援回数(回)	40	40	40